

倉敷市告示第404号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び倉敷市市税条例（昭和42年倉敷市条例第161号）第7条第1項の規定により、富山県又は石川県に住所を有し、又は所在する納税者、特別徴収義務者等に係る市税に関する申告等期限を延長する件（令和6年倉敷市告示第22号）において別途告示で定めることとされている期日のうち、下記に掲げる地域に住所を有し、又は所在する納税者、特別徴収義務者等に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについて、令和6年7月31日とする。

令和6年6月25日

倉敷市長 伊 東 香 織



記

都道府県名	地 域
富山県	富山県
石川県	金沢市
	小松市
	加賀市
	羽咋市
	かほく市
	白山市
	能美市
	野々市市
	能美郡川北町
	河北郡津幡町
	河北郡内灘町
	羽咋郡宝達志水町
	鹿島郡中能登町